

# 長野市における令和6年能登半島地震で被災された方への支援

令和6年3月15日現在

令和6年能登半島地震により、被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
被災された地域の、一刻も早い復旧・復興を願っております。

この支援策は、本市に避難された方々を、滞在中、長期にわたり支えていくためのものです。

## 目次

1	支援総合窓口	2
2	宿泊施設(ホテル、旅館など)利用者への支援	2
3	住宅支援	3
4	生活支援	3
	(1) 生活用品等の提供	3
	(2) 指定収集ごみ袋の交付	4
	(3) 水道料金・開栓手数料及び下水道使用料等の減免	4
5	各種証明書交付手数料の減免	5
6	こども・子育て支援	6
	(1) 未就学児童を対象とした受入れ	6
	(2) 小・中学校への受入れ	6
	(3) 放課後子ども総合プラン施設等(児童館・児童センター)の利用負担金免除	7
	(4) 育児・家事等の援助	7
7	母子保健サービス・予防接種	8
	(1) 母子保健サービス	8
	(2) 予防接種	8
8	ペットの一時預かり	9
9	各種利用券等の発行	9
	(1) 図書館利用券の発行	9
	(2) ながの子育て家庭優待パスポートの発行	9
10	就労支援	10
11	各種相談	10
	(1) 長野市内に避難された方の生活に関する相談	10
	(2) 身体とこころの健康相談	10
	(3) 医療相談(医療に関する相談や医療機関の紹介等)	10

1 支援総合窓口	(4) こどもに関する相談 ..... 10
	(5) 無料法律相談 ..... 10
	(6) 女性相談 ..... 10
	(7) 心配ごと悩みごと人権相談 ..... 10
2 宿泊施設利用者への支援	(8) 民生委員・児童委員への相談 ..... 10
	(9) 高齢者の総合相談 ..... 11
	12 ボランティアによる支援 ..... 11
	13 地域による支援 ..... 11
3 住宅支援	14 その他の支援 ..... 12
	(1) 生活福祉資金（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例貸付 ..... 12
	(2) 各種税金について ..... 12

**1 支援総合窓口**

災害支援本部（危機管理防災課）を支援総合窓口として長野県等と連携して被災者支援に取り組めます。

宿泊施設及び公営住宅等への避難者の生活を支援します。〈要相談〉

本市に避難されている方の総合窓口です。

総務部 危機管理防災課 026-224-5006

**2 宿泊施設(ホテル、旅館など)利用者への支援**

宿泊施設の利用支援については長野県と連携して実施します。

〈支援内容〉

宿泊施設（ホテル・旅館）へ直接避難する場合

長野市内を含む長野県内の各地域の一部宿泊施設でも2次避難者の受け入れをしています。

- ・ 宿泊、入浴及び食事（3食）を提供します。

ご希望がある方は石川県が設置した、地震の被災地から、2次避難所であるホテル・旅館へ直接避難する場合の無料マッチングダイヤルにお問い合わせください。

【石川県 2次避難所 /1.5次避難所運営事務局】

- ◆ 9時～18時（土・日、祝休日も対応）
- ◆ 無料マッチングダイヤル 0120-266-755

○ 詳細：長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bosai/jishin/notojishin.html#koueijyutaku>



1 支援総合窓口
2 宿泊施設利用者への支援
3 住宅支援
4 生活支援
5 各種証明書交付手数料の減免
6 こども・子育て支援
7 母子保健サービス・予防接種
8 バットの一時預かり
9 各種利用券等の発行
10 就労支援

### 3 住宅支援

公営住宅等の利用支援については長野県と連携して実施します。

#### 〈支援内容〉

令和6年能登半島地震によって被災された方々への支援の一環として、市内の公営住宅等（県営住宅、県職員・教職員宿舎、市営住宅、長野県住宅供給公社賃貸住宅）を提供します。

長野市内の公営住宅等は市営住宅9戸を含む78戸

(1) 利用対象 令和6年能登半島地震によって、自らお住まいの住宅が損壊するなど、居住継続が困難となった方（原則、被害の程度が半壊以上となった場合）

(2) 利用期間 原則1年以内（延長については要相談）

(3) 使用料等 無料（家賃・敷金・駐車場1台分）

※光熱水費、入居者が共同で負担する共益費等は自己負担

ただし、長野市内の公営住宅等は、生活支援として、4ページ4(3)の減免を行います。

(4) 提供設備等 浴室設備、照明器具、ガスコンロ、暖房器具、布団、カーテン、電化製品（炊飯器、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、電子レンジ、電気ポット）を完備

(5) 受付方法等

・受付期間 令和6年3月29日（金）まで

月～金曜日（祝休日除く）午前9時～午後5時

・受付窓口 専用電話ダイヤルで申込みを受付、手続きが整い次第入居を決定



専用ダイヤル 026-235-7486

【長野県建設部建築住宅課 公営住宅室内】

〈電子メール jutaku@pref.nagano.lg.jp〉

※受付窓口を県に一本化し、長野県建設部建築住宅課公営住宅室が窓口となっています。

◇詳細：長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jutaku/kurashi/sumai/kene/ichiziteikyo.html>

### 4 生活支援

(1) 生活用品等の提供	宿泊施設	－	公営住宅	○
--------------	------	---	------	---

必要な生活用品等をご希望に応じて無償で提供いたします。

長野市社会福祉協議会ボランティアセンター等を通じ、生活用品等について協力を求めます。

〈支給品〉非常用食品、消耗品、衛生用品等

※支給可能な範囲があります。まずはご相談ください。

〈受付窓口〉保健福祉部 福祉政策課 026-224-5028

1 支援総合窓口	<p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> </ul>				
2 宿泊施設利用者への支援	<p>(2) 指定収集ごみ袋の交付</p> <table border="1"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>-</td> <td>公営住宅</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>長野市内に一時的に避難されている方に長野市指定ごみ袋を無料交付します。（1世帯1回まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃（20ℓ）60枚・不燃（30ℓ）5枚</li> <li>・プラスチック製容器包装（30ℓ）30枚、粗大ごみシール3枚</li> </ul> <p>※一時的に避難されている方の中に、3歳未満の乳幼児または紙おむつ等常時使用者（介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている方など）が含まれる方は、追加交付の対象となる場合がありますので受付窓口にご相談ください。</p> <p>〈受付窓口〉環境部 生活環境課 026-224-5036</p> <p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> </ul>	宿泊施設	-	公営住宅	○
宿泊施設	-	公営住宅	○		
3 住宅支援					
4 生活支援					
5 各種証明書の減免					
6 子ども・子育て支援	<p>(3) 水道料金・開栓手数料及び下水道使用料等の減免</p> <table border="1"> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>-</td> <td>公営住宅</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>長野市内に一時的に避難されている方（世帯）の水道料金、開栓手数料、下水道使用料及びし尿処理手数料を免除します。</p> <p>〈受付窓口〉</p> <p>○上下水道料金：上下水道局 営業課 026-224-5071</p> <p>※長野市支援総合窓口から上下水道局営業課へ送付する該当避難者に関する通知をもって申請に代えます。避難者からの申請は不要です。</p> <p>※県営水道エリア（更北・川中島・篠ノ井地区）の方は、県営水道料金徴収事務受託業者 ヴェオリア・ジェネッツ(株) 0120-971-105 または 026-286-1815 へお問い合わせください。</p> <p>○し尿処理手数料：環境部 生活環境課 026-224-5036</p> <p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>※し尿処理手数料については、次の書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> </ul>	宿泊施設	-	公営住宅	○
宿泊施設	-	公営住宅	○		
7 母子保健サービス・予防接種					
8 預かり					
9 各種利用券等の発行					
10 就労支援					

5 各種証明書交付手数料の減免			
	宿泊施設	○	公営住宅
<p>能登半島地震の被災により長野市に一時避難されている方が、被災に伴う生活支援等の手続きのために住民票の写しなどの証明書を交付請求する場合は、当該証明書の交付手数料を減免します。</p> <p>○対象となる証明書</p> <p>住民票、戸籍、印鑑登録に関する証明書</p> <p>※住民票の写しや戸籍証明書の広域交付も対象です。</p> <p>※コンビニ交付は対象外です。(返金不可)</p> <p>○減免の条件</p> <p>次の手続きに使用するための証明書を交付請求する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災による生活支援</li> <li>・災害からの復旧及び復興に係る申請</li> <li>・被災による融資の申し込み</li> </ul> <p>○減免割合</p> <p>100%</p> <p>〈受付窓口〉 地域・市民生活部 市民窓口課 026-224-6428</p> <p>〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> </ul>			

1	支援総合窓口
2	宿泊施設利用者への支援
3	住宅支援
4	生活支援
5	各種証明書交付手数料の減免
6	子ども・子育て支援
7	母子保健サービス・予防接種
8	ペットの一時預かり
9	各種利用券等の発行
10	就労支援

1 支援総合窓口
2 宿泊施設利用者への支援
3 住宅支援
4 生活支援
5 各種証明書交付手数料の減免
6 こども・子育て支援
7 母子保健サービス・予防接種
8 ペットの一時預かり
9 各種利用券等の発行
10 就労支援

## 6 こども・子育て支援

<b>(1) 未就学児童を対象とした受入れ</b>	宿泊施設	-	公営住宅	○
---------------------------	------	---	------	---

長野市に転居及び一時的に避難されている未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受入れを実施します。

被災地で保育施設等を利用していた場合、転園することなく、避難元の保育施設等に籍を残したまま利用可能です。

ア 認可保育施設等（保育所、認定こども園など）の利用

- ・対象となる子ども 公立施設（生後4カ月から） 私立施設（施設ごとに設定）
  - ◆1号認定枠（教育利用）は、定員枠に空きがあれば利用可能
  - ◆2号・3号枠（保育利用）は、定員枠に空きがあり、保育要件を満たしている場合に利用可能

・利用料金 減免等により無料

※実費に係る費用（3歳以上児の副食費を除く。）は、利用者負担

・利用期間 保育施設等で保育が必要な期間

イ 一時預かり（長野市が指定する保育所、認定こども園など）の利用

一時的に保育を必要とする小学校就学前児童で、認可保育施設等を利用していない児童、週1回に限り、保護者のリフレッシュ目的の利用が可能

- ・対象となる子ども 公立施設（生後4カ月から） 私立施設（施設ごとに設定）
- ・利用料金 減免等により無料（給食提供に係る費用は一部利用者負担あり）
- ・利用時間 午前8時30分～午後4時30分（一部施設では、午後6時30分まで延長可能）

〈受付窓口〉 こども未来部 保育・幼稚園課 026-224-8031

〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）

〈必要なもの〉

- ・本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）
- ・り災証明書（コピー可）（後日提出可）
- ・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書、同居証明書など）

<b>(2) 小・中学校への受入れ</b>	宿泊施設	-	公営住宅	○
-----------------------	------	---	------	---

被災地域の児童・生徒の就学機会を確保するため、長野市立小・中学校への円滑な受入れを行います。

一時的な避難のため住民票を異動しない場合でも就学可能です。

詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

〈相談窓口〉

◆市立小・中学校への就学手続きについて

教育委員会事務局 学校教育課 支援担当 026-224-5063

◆就学援助制度について

教育委員会事務局 総務課 学務担当 026-224-8597

<p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>※就学支援制度については、り災証明書（コピー可）（後日提出可）</p>					1 支援総合窓口	
<p>(3) 放課後子ども総合プラン施設等(児童館・児童センター)の利用負担金免除</p>		宿泊施設	-	公営住宅	○	2 宿泊施設利用者への支援
<p>長野市内に一時的に避難されている方が児童館等を利用される場合、利用者負担金を免除します。</p> <p>〈受付窓口〉こども未来部 こども政策課 026-224-6796</p> <p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人を確認できるもの（運転免許証、保険証）（後日提出可）</li> </ul>						3 住宅支援
<p>(4) 育児・家事等の援助</p>		宿泊施設	-	公営住宅	○	4 生活支援
<p>長野市内に一時的に避難されている概ね1歳未満のお子さんがある家庭で、養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、育児・家事等の援助を行います。（利用者負担なし）</p> <p>（利用内容）1回2時間、週2回、原則1カ月（最長3カ月）</p> <p>〈受付窓口〉こども未来部 子育て家庭福祉課 026-224-7062</p> <p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> </ul>						5 各種証明書の減免
						6 こども・子育て支援
						7 母子保健サービス・予防接種
						8 ペットの一時預かり
						9 各種利用券等の発行
						10 就労支援

1 支援総合窓口	<b>7 母子保健サービス・予防接種</b>				
2 宿泊施設利用者への支援	<b>(1) 母子保健サービス</b>	宿泊施設	○	公営住宅	○
3 住宅支援	<p>長野市内に一時的に避難している妊婦または乳幼児を対象に、各種母子保健サービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊産婦健診</li> <li>◆乳幼児健診・健康教室</li> <li>◆産後ケア（一部利用者負担あり）</li> </ul> <p>〈受付窓口〉長野市保健所 健康課 026-226-9963          〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）          〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> <li>・母子健康手帳</li> </ul>				
4 生活支援					
5 各種証明書の減免	<b>(2) 予防接種</b>	宿泊施設	○	公営住宅	○
6 子ども・子育て支援	<p>長野市内に一時的に避難しているなど、居住地で予防接種を受けることが困難な方は、長野市において予防接種を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆定期予防接種</li> <li>◆新型コロナ予防接種</li> </ul> <p>〈受付窓口〉長野市保健所 健康課 026-226-9964（定期予防接種）          026-226-9960（新型コロナ予防接種）          〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）          〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> </ul>				
7 母子保健サービス・予防接種					
8 ペットの一時預かり					
9 各種利用券等の発行					
10 就労支援					

## 8 ペットの一時預かり

	宿泊施設	○	公営住宅	○
<p>長野市内に一時的に避難されている方のペットを動物愛護センターやボランティアとの調整により、一時預かりします。</p> <p>○ペットの一時預かり ○飼養相談</p> <p>〈受付窓口〉長野市保健所 食品生活衛生課 動物愛護センター 026-262-1212</p> <p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> <li>・ペットのワクチン接種記録、犬の場合鑑札など自治体での登録状況が分かるもの</li> </ul>				

## 9 各種利用券等の発行

(1) 図書館利用券の発行	宿泊施設	○	公営住宅	○
<p>〈受付窓口〉長野図書館 026-232-3558</p> <p>〈受付時間〉火曜日、毎月最終木曜日を除く、午前9時45分～午後7時（土・日、祝休日は午後6時）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など（住所の記載があるもの））</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> </ul>				
(2) ながの子育て家庭優待パスポートの発行 (18歳以下のお子さんがある世帯)	宿泊施設	○	公営住宅	○
<p>〈受付窓口〉こども未来部 子育て家庭福祉課 026-224-5031</p> <p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> </ul>				

1 支援総合窓口

2 宿泊施設利用者への支援

3 住宅支援

4 生活支援

5 各種証明書交付手数料の減免

6 こども・子育て支援

7 母子保健サービス・予防接種

8 ペットの一時預かり

9 各種利用券等の発行

10 就労支援

5 各種証明書交付 手数料の減免	<b>10 就労支援</b>			
		宿泊施設	○	公営住宅
6 こども・子育て支援	長野市内に一時的に避難されている方の就労について、ハローワーク及び長野県と連携し、企業との調整等を行います。			
	〈受付窓口〉 商工観光部 商工労働課 026-224-7492 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）			
7 母子保健サービス・予防接種	<b>11 各種相談</b>			
	(1) 長野市内に避難された方の生活に関する相談	宿泊施設	○	公営住宅
8 ペットの一時預かり	〈受付窓口〉 総務部 危機管理防災課 026-224-5006 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）			
	(2) 身体とこころの健康相談	宿泊施設	○	公営住宅
9 各種利用券等の発行	〈受付窓口〉 長野市保健所 健康課 026-226-9965 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）			
	(3) 医療相談(医療に関する相談や医療機関の紹介等)	宿泊施設	○	公営住宅
10 就労支援	〈受付窓口〉 長野市保健所 総務課 026-226-6000 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）			
	(4) こどもに関する相談	宿泊施設	○	公営住宅
11 各種相談	〈受付窓口〉 こども総合支援センター 026-224-7849 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）			
	(5) 無料法律相談	宿泊施設	○	公営住宅
12 ボランティアによる支援	〈受付窓口〉 長野市 消費生活センター 026-224-5777 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）			
	(6) 女性相談	宿泊施設	○	公営住宅
13 地域による支援	〈受付窓口〉 地域・市民生活部 人権・男女共同参画課 026-224-5032 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）			
	(7) 心配ごと悩みごと人権相談	宿泊施設	○	公営住宅
14 その他の支援	〈受付窓口〉 地域・市民生活部 人権・男女共同参画課 026-224-5032 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）			
	(8) 民生委員・児童委員への相談	宿泊施設	○	公営住宅
〈受付窓口〉 保健福祉部 福祉政策課 026-224-5028 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）				

(9) 高齢者の総合相談	宿泊施設	○	公営住宅	○
〈受付窓口〉 保健福祉部 地域包括ケア推進課（長野市中部地域包括支援センター） 026-224-7174 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）				

## 12 ボランティアによる支援

長野市内に一時的に避難されている方へのボランティアによる支援	宿泊施設	○	公営住宅	○
長野市社会福祉協議会ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援を行います。 〈受付窓口〉 保健福祉部 福祉政策課 026-224-5028 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）				

## 13 地域による支援

	宿泊施設	○	公営住宅	○
避難先の地域の情報提供や地域コミュニティ（住民組織）の協力等が必要な場合に、住民自治協議会及び地元区への協力依頼や、地区役員等への取り次ぎを行います。 〈受付窓口〉 地域・市民生活部 地域活動支援課 026-224-7615 〈受付時間〉 午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）				

5	各種証明書交付 手数料の減免
6	子ども・子育て支援
7	母子保健サービス・予防接種
8	預かりパットの一時
9	各種利用券等の発行
10	就労支援
11	各種相談
12	ボランティアによる支援
13	地域による支援
14	その他の支援

5	各種証明書交付 手数料の減免
6	こども・子育て支援
7	母子保健サービス・予防接種
8	ペットの預かり
9	各種利用券等の発行
10	就労支援
11	各種相談
12	ボランティアによる支援
13	地域による支援
14	その他の支援

## 14 その他の支援

(1) 生活福祉資金（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例貸付	宿泊施設	○	公営住宅	○
<p>長野市に避難されている方のうち、当分の間（1カ月程度以上を目安とする。）長野市に居住し、特例貸付が必要と認められる方に対し、貸付を実施します。</p> <p>〈貸付金額の限度〉</p> <p>◇原則、10万円以内。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員の中に死亡者がいるとき</li> <li>・世帯員に要介護者がいるとき</li> <li>・世帯員が4人以上いるとき</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき</li> </ul> <p>〈受付窓口〉長野市社会福祉協議会 026-219-6881</p> <p>〈受付時間〉午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝休日除く）</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は本人を確認できるもの（運転免許証、保険証など）（後日提出可）</li> <li>・り災証明書（コピー可）（後日提出可）</li> <li>・長野市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸借契約書の写しなど）</li> </ul>				
(2) 各種税金について	宿泊施設	○	公営住宅	○
<p>ア 申告期限の延長等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税について</li> </ul> <p>所得税等の国税については、申告期限の延長等の措置(手続き)があります。</p> <p>詳しくは、国税庁のホームページ</p> <p><a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm</a></p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>国税相談ダイヤル 0570-00-5901 または管轄（納税地）の税務署までお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県税、市区町村税について</li> </ul> <p>申告期限等の延長や納税の猶予等の措置がありますので、管轄の都道府県または市区町村役場の税務窓口にお尋ねください。</p> <p>イ 住宅・家財等に損害を受けた方(雑損控除の特例)</p> <p>住宅や家財などの損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合には、令和6年度分の個人市民税で雑損控除の適用ができます。詳しくは管轄の市</p>				

区町村役場の税務窓口にお尋ねください。  
 ※国税にも同様の「雑損控除の特例」があります。詳しくは国税庁のホームページ(上記 QR コード参照)をご確認いただくか、国税相談ダイヤル(0570-00-5901)、または管轄(納税地)の税務署までお尋ねください。

5	各種証明書交付 手数料の減免
6	子ども・子育て 支援
7	母子保健サービ ス・予防接種
8	ペットの一時 預かり
9	各種利用券等 の発行
10	就労支援
11	各種相談
12	ボランティア による支援
13	地域による 支援
14	その他の支援